

行 為 の 例	関 係 条 文
<p>2. 投票の依頼又は勧誘</p> <p>(1) P T A等の会合の席上で、特定の候補者へ投票するよう依頼すること。</p> <p>(2) 学校における児童・生徒及び保護者に対する面接指導の際、自分の支持する政党や候補者の名を挙げること。</p> <p>(3) 家庭訪問の際に、特定の政党や候補者に投票するよう勧誘すること。</p> <p>(4) 選挙運動員として、候補者の自動車などに乗り、投票を呼び掛けること。</p> <p>(5) 教職員としての地位を利用して電話で投票を依頼すること。</p> <p>3. 署名運動</p> <p>(1) 特定の政党や候補者の名を挙げて、賛成又は反対の署名運動をすること。</p> <p>(2) (1) の署名運動に協力するよう勧誘すること。</p> <p>4. デモ行進</p> <p>(1) 特定の政党や候補者などを支持し、又は反対するためデモ行進のような示威運動を企て、指導し、又は援助すること。</p> <p>(2) 選挙運動のため、自動車を連ねたり、隊伍を組んで歩くなど氣勢を張ること。</p> <p>5. 新聞、雑誌、機関紙、ビラ等</p> <p>(1) 選挙の公示のあった日から投票日までの間、その選挙に関する報道及び評論を記載することができる新聞紙又は雑誌は、次の要件を満たす新聞紙又は雑誌でなければならない。</p> <p>① 新聞紙は毎月3回以上、雑誌は毎月1回以上、定期的有料で頒布するもの。</p> <p>② 第三種郵便物の許可のあるもの。</p> <p>③ 選挙の公示の1年前(時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にあっては、6月前)から、①及び②に該当し、引き続き発行されていること。</p> <p>(2) (1) に該当するものでも、頒布は通常の方法でなければならないが、掲示は選挙管理委員会の指定した場所に限る。</p> <p>(3) 特定の政党や候補者を支持し、又は反対するために書かれた新聞、雑誌、ビラに関して、次のような行為をすること。</p> <p>ア 発行すること。</p> <p>イ 回覧に供すること。</p> <p>ウ 掲示し又は配布すること。</p> <p>エ 多数の人に朗読して聞かせること。</p> <p>オ 以上の用に供するために著作し又は編集すること。</p>	<p>公選法 136 の 2,137 人事院規則 14-7-6 ①⑧⑩</p> <p>公選法 136 の 2,137 人事院規則 14-7-6 ①</p> <p>公選法 136 の 2,137 人事院規則 14-7-6 ①⑧</p> <p>人事院規則 14-7-6 ⑧</p> <p>公選法 136 の 2,137 人事院規則 14-7-6 ①⑧</p> <p>公選法 138 の 2 人事院規則 14-7-6 ⑨ 人事院規則 14-7-6 ⑨</p> <p>人事院規則 14-7-6 ⑩</p> <p>公選法 140</p> <p>公選法 148</p> <p>公選法 142 ,143,148</p> <p>公選法 142 ,143 ,146 人事院規則 14-7-6 ⑦⑬</p>